

日々の行動から取り組みましょう

人権文化をすすめるために、家庭、地域、職場、学校など日常生活の中で、私たちにできることは何でしょうか。

■ あいさつをする

人と人のコミュニケーションは気持ちのよいあいさつからはじまります。他の人を理解する出発点となるのがあいさつです。

■ 関心をもち 正しく知る

「愛の反対は憎しみではない 無関心だ」これは、マザー・テレサが残した言葉です。無関心でいること、苦しむ者にかかわりをもたずに傍観者であることが、憎しみ以上であるということです。

無関心でいると、正しい知識が得られなまま、誤った理解に陥ってしまいがちになります。それから生まれる固定観念(ステレオタイプ)による思い込みや決めつけがマインナスの感情と結びつくと、偏見になります。見かけや噂話でのみ判断するのではなく、関心をもち、正しく知ろうとすることが大切です。

■ 違いを認め合う

社会は、さまざまな価値観をもった人やいろいろな年齢、国籍の人によって成り立っています。自分と異なる人を変わっているからと、排除したり、認めないというのではなく、一人ひとりがお互いの違いを認め、お互いの人権を尊重し、多様性を容認することが大切です。

■ さまざまな人と交流する

人を思いやり、心を通わせるためには、人のことをよく知り、理解することが大切です。そのためには、自分の心を開いて、年齢、性別、国籍などにこだわらず、さまざまな人と交流することが大切です。

の権利は第三世代の人権であるというところから、第一世代、第二世代の人権の基盤となる人権であるとしていきます。日本などにおいても、高度情報化などの社会の変化にともない、プライバシー権や肖像権といった権利が主張されてきています。

あらゆる人へ人権を

「世界人権宣言」(1948年)を契機として、人権は、あらゆる人々に普遍的に存在しているという考え方が広がりました。

また、第二次世界大戦以降は、人権の尊重が平和の基盤となるとの認識のも

と、国際連合(以下、「国連」)主導の各種の人権条約などによって、他国の人権状況についての国際的監視が行われるようになってきています。

人権は、もともと国家と個人の問題としてとらえられていました。しかし、最近では、社会に対して大きな影響を与える集団となってきた企業についても、国家と同様にさまざまな人の人権に配慮し尊重する責務があるとする考え方が出てきています。

このように、時代や社会の変化につれて、人権はさまざまな面で多様な広がりを見せています。人々の幸せを保障する人権は、人々の生活が変化していく限り、これからもさまざまな広がりを見せていくでしょう。

21世紀は「人権の世紀」

日本国憲法第97条に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」とあります。人権は、もともと存在し認められていたものではなく、人類の長い歴史の流れの中で、人々が命をかけ、多くの試練を乗り越えて獲得してきたものです。

21世紀は、「人権の世紀」とも言われ

人権ははるかに
キーワード

ています。そこには、戦争や環境破壊、汚染を繰り返した20世紀の経験を踏まえるとともに、これまでの人権をめぐるさまざまな努力を一言に開花させることにより、21世紀をすべての人の人権が尊重される平和な世紀にしたいという願望が込められており、すべての国民が人間の尊厳を第一に考え、人権の尊重があらゆる行動の基準となることを期待されています。



3 人権への取組

国際社会における取組

世界人権宣言採択の経緯

20世紀に、世界を巻き込んだ戦争が二度も起こり、かつてない人権の侵害や抑圧が横行した経験から、人権の保障が世界平和の基礎であるという考えが主流になり、国連がつけられました。

その発足に先立ち作られた国連憲章は、「人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を目的の一つとして掲げています。

そして、1948(昭和23)年12月10日の第3回総会(UPU)において、すべての人と国が守るべき基準としての「世界人権宣言」を採択しました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定め、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なものです。法的な拘束力をもつものではありませんが、その主旨が世界各国の憲法や法律に取り入れられ、世界の人々にとって希望と励みの源となっており、この宣言により、人権を守る動きは大きく進んでいます。

世界人権宣言の内容

世界人権宣言は、前文と全30条の条文からなり、だれもが自由であることにより保障される自由権(第1～20条)、参政権(第21条)、国家や地方公共団体の

関与によって保障される社会権(第22～27条)にわけて規定しています。また、第29条では、「すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う」とし、「他人の権利及び自由を尊重しなければならず、民主的社會における道徳、公の秩序と福祉のため定められた法律の制限に服すべき」と、他者の人権への理解をうたっています。

人権関係諸条約

現在では、人権は、国際社会全体に関する重要な問題であるという考え方が一般的になっています。世界人権宣言が採択された後も、この宣言で規定された権利に法的な拘束力をもたせるため、多くの条約が国連で採択されています。中でも、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の二つの国際人権規約が、1966(昭和41)年の国連総会において全会一致で採択されました。この二つの国際人権規約は、最も基本的かつ包括的な条約として人権保障のための国際的基準となっています。

これに加えて、人種差別撤廃条約や児童の権利条約、障害者権利条約など、国連が中心となり個別の人権保障のための条約が作成されており、日本も、国際的に

人権感覚を磨きましょう

人権文化あふれる社会とは、一人ひとりが大切にされ、個人が個人としていきいきと輝いている社会です。私たち一人ひとりが人権感覚を磨き、意識を高め、人権尊重の社会をつくっていきましょう。

■自分を受け入れる

自分自身に肯定的な感情をもつこと、自分を価値ある存在だと思ふ気持ちを「自尊心感覚」と言います。欠点や短所も含めてまるごとの自分を受け入れ、「自分が好きだと感じること」「自分の価値を認めること」といった自分の存在を肯定する意識のことです。

自尊心感覚を高めるには、周囲から愛され温かく包まれているという感覚、友だちと話が通じ合えるという感覚、自分は努力し、やり通すことができるという感覚、今の自分のごとが好きだという感覚をもつことが大切です。

■相手を思う想像力を育む

日常生活の中で、相手の人権について全く気づいていなかったり、そのことが深刻な問題であるという認識に欠けていたりして、知らず知らずのうちに他の人の人権を侵害してしまうことがあります。お互いの人権に配慮し相手を思う想像力を育むことが大切です。

■支え合う心をもつ

人は、一人で生きていくわけではなく、お互いに支え合って生きています。他の人の人権を守ることが、自分自身の人権を守ることにつながります。常に自分の人権と他の人の人権が共存していくように共生の心をもつことが大切です。

■感性を育む

日常生活において、自分の人権のみを主張することが、他の人の人権を侵害する場合があります。人権侵害を受けた当事者の声に耳を傾けたり、さまざまな情報に積極的に触れることなどを通して、人権侵害の痛みがわかる感性を育むことが大切です。

■つなげる命を感じる

今ある私たちの命は、祖先から受け継がれてきたものです。つまり、何百年も何千年も何万年も前の命とつながっているのです。祖先の中の一人でも欠けていけば、今の自分は存在しません。また、一人でも違う人だったとすれば、今の自分とは違う自分であるはずですよ。そう考えれば、命の重さ、尊さを感じずにはいられません。

この尊い命を互いに守り合い、未来に受け継いでいくためには、人間以外の生き物や自然環境の保護など地球規模で考え、取り組む必要があります。私たちのかけがえのない命を、胸を張って未来に「ト」ソツツしたいものです。

7 人権文化をすすめるために

人権文化をすすめるためには、さまざまな人権課題の根底にあるものは何かと考へ、人権の視点から見つめ直し、感性を高め、行動につながるように努めることが大切です。

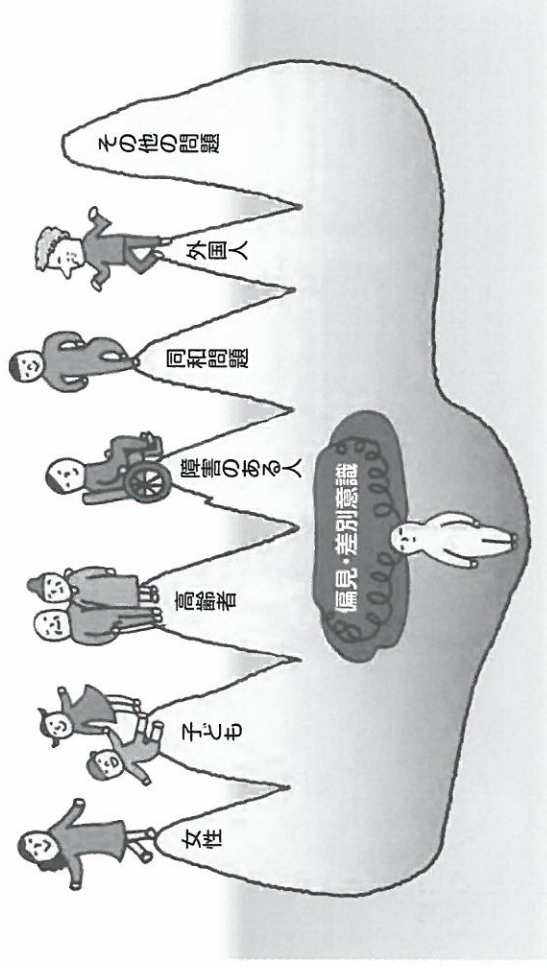
人権課題に共通する意識(偏見や差別意識)について

海に浮かぶ氷山は、水面上にあらわれ、水面上の個々の問題を解決するためには、温かい海水が氷面下の氷を溶かしていくように、私たちの暮らしの中で、人を思いやり、大切にし、お互いを認め合えるような温かい人間関係を育み、心のつながりをもつことが必要です。

同和問題やインターネットによる人権侵害などとともに、女性や子ども、高齢者や障害のある人、外国人などに関する問題、東日本震災に起因する人権問題など、さまざまな人権課題の根底には「偏見や差別意識」があります。

一つの課題について正しく理解し、気づき、具体的に行動していくことは、他の課題についても理解を深めることにつながります。

決して他人事とせず、自分自身のこととして受けとめ、向き合う姿勢が大切です。



重要な役割を果たすことが期待されています。

人権教育のための国連10年

国連には、人権理事会、人権高等弁務官事務所など人権の保障を確保するためのさまざまな機関が設置されています。また、人権に関する諸条約に基づき、締約国における条約の執行状況を監視するために設置された各種委員会(人権条約実施機関)とも連携しています。さらに、国際児童年や国際識字年などの人権に焦点を当てた国際年や国連10年などを定め、国際的な世論の喚起に努めています。

特に、1994(平成6)年の総会では、1995(平成7)年から2004(平成16)年までの10年間で「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において「人権」という普遍的文化が構築されることを目標とし、人権に関する教育啓発活動に積極的に取り組むよう要請しました。これを受けて、世界各国では、人権に関する国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取組が進められてきました。

「人権教育のための国連10年」終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、国連では2005(平成17)年「人権教育のための世界計画」を開始し、初等中等教育に焦点を当てた第一フェーズ(段階)(2005~2007年・以降2009年まで延長)行動計画も採択されました。その後、2010年から2014年までを「高等教育及びあらゆるレベルの教育・公務員」、2015年から2019年までを「これまで取組の強化とジャーナリストやメディア関係者」に焦点を当てた、第二及び第三フェーズの行動計画が採択されています。

日本が締結している主な人権関係条約

①国連採択年月日 ②日本の締結年月日

- 1 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約/A規約)
①1966.12.16 ②1979.6.21
- 2 市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約/B規約)
①1966.12.16 ②1979.6.21
- 3 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)
①1965.12.21 ②1995.12.15
- 4 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女性差別撤廃条約)
①1979.12.18 ②1985.6.25
- 5 人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約(人身売買禁止条約)
①1949.12.2 ②1958.5.1
- 6 難民の地位に関する条約(難民条約)
①1951.7.28 ②1981.10.3
- 7 難民の地位に関する議定書
①1967.1.31 ②1982.1.1
- 8 婦人の参政権に関する条約(婦人参政権条約)
①1953.3.31 ②1955.7.13
- 9 拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は刑罰に関する条約(拷問等禁止条約)
①1984.12.10 ②1999.6.29
- 10 児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)
①1989.11.20 ②1994.4.22
- 11 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書
①2000.5.25 ②2004.8.2
- 12 児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書
①2000.5.25 ②2005.1.24
- 13 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約(強制失踪条約)
①2006.12.20 ②2009.7.23
- 14 障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)
①2006.12.13 ②2014.1.20

日本の取組

世界的に人権尊重の気運が高まる中で、日本も、戦後、人権に関する多くの国際条約の批准や宣言の決議に加わりました。「世界人権宣言」採択当時、日本はまだ連合軍の占領下にあり、国連にも加盟していませんでしたが、主権を回復することになった1951(昭和26)年のサンフランシスコ平和条約の前文では、「世界人権宣言の目的を實現するために努力」する意思を宣言しました。それとともに、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の下で、国政の全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきました。

1995(平成7)年には、「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997(平成9)年には、「国内行動計画」が策定されました。人権という普遍的文化を構築することを目的に、国の各省庁の連携・協力のもと、あらゆる場を通じて

訓練・研修、広報、情報提供等の努力を積極的に行うとともに、重要な人権課題に対して積極的な取組を行うこととしています。

また、1996(平成8)年には、「人権擁護施策推進法」が制定され、2000(平成12)年には、国や地方自治体の人権教育及び人権啓発に関する責務等を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。(P42参照)

この法律に基づき、国は、「国内行動計画」などを踏まえた、「人権教育・啓発に関する基本計画」を2002(平成14)年に閣議決定しました(平成23年、「北朝鮮当局による拉致問題等」の事項を追加)。この基本計画に基づき、国は人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

「人権デー」と「人権週間」

国連は、世界人権宣言が採択された12月10日を「人権デー」(Human Rights Day)と定め、国連加盟国等に対し、人権啓発教育活動を推進するためのさまざまな行事を実施するよう呼びかけています。

日本では、この「人権デー」を最終日とする1週間(12月4日から10日まで)を

「人権週間」と定め、人権尊重思想

の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開しています。

県では、「人権週間のつどい」(講演会、ミニコンサート等)を開催し、人権週間の意義を広く周知し、人権意識の普及・高揚を図っています。

総人権キーボード



基本的人権に立ち返ることから

災害と人権



2015(平成27)年1月17日は、阪神・淡路大震災から20年の節目になりました。兵庫県では、震災で得た経験と教訓を地域や世代を超えて継承・発信するため、「-1.17は忘れない-」【伝える】【備える】【活かす】】をコンセプトに、日々の中で被災を實踐していく「災害文化」を発展させるとともに、今後は、安全な地域づくりを基本目標として取り組むこととしています。

また、2011(平成23)年に発生した東日本大震災やそれに伴う福島第一原発事故、その後も広島市や兵庫県丹波市の集中豪雨災害などが発生し、多くの人々が避難生活を余儀なくされています。

このように、災害は、人々の暮らしのすべてを奪い、理不尽な苦しみを強いるもので、こうした事態そのものが被災者の人権を大きく損ないます。

災害を他人事にせず

災害には、自然災害に加えて、大規模な火事や爆発、事故、放射性物質の大量の放出などがあります。

これらの災害から、私たちの生命や身体、財産などを守るためには、お互いの人権を尊重しながら、自助・共助・公助が一体となった取組が必要です。

総人権キーボード



また、災害につながる可能性のある、地球温暖化や汚染物質による環境被害などといった地球環境に関わる問題は、一つの国だけではなく、多くの国の人々の人権に関わる問題でもあります。

インターネットと人権

高度情報化社会が進展し、インターネットや電子メールは、だれでも情報を受信・発信できる手軽で便利なメディアとして、急速に普及しています。

その反面、匿名性(実際には発信者を受特定することは可能)に関する誤った理解により、他人を誹謗中傷する書き込みや差別を助長する表現が電子メールで流されたり、インターネット上で拡散されたりするなど、人権に関わるさまざまな問題が発生しており、特に子どもが、保護者の目の届かない所で犯罪に巻き込まれ被害にあふ事例が多発しています。

このような状況に対し、憲法の保障する表現の自由に配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報の掲載に関して、「プロバイダ責任制限法」(平成14年)、「個人情報保護法」(平成15年)、「出会い系サイト規制法」(平成20年改正)、「青少年インターネット環境整備法」(平成20年)等の法的な対応や業界の自主規制による対策が進みつつあります。

県では、「青少年愛護条例」を2009(平成21)年に改正し、保護者に対し、18歳未満の青少年が携帯電話契約時にフィルタリングを利用しない場合、正当な理由の申出書の提出を義務付けることや、2013(平成25)年度に「保護者のためのネット利用ガイドブック」を作成するなど、インターネット上の有害情報から青少年を保護するさまざまな取組を進めています。

ネットはみんなの人権キーワード

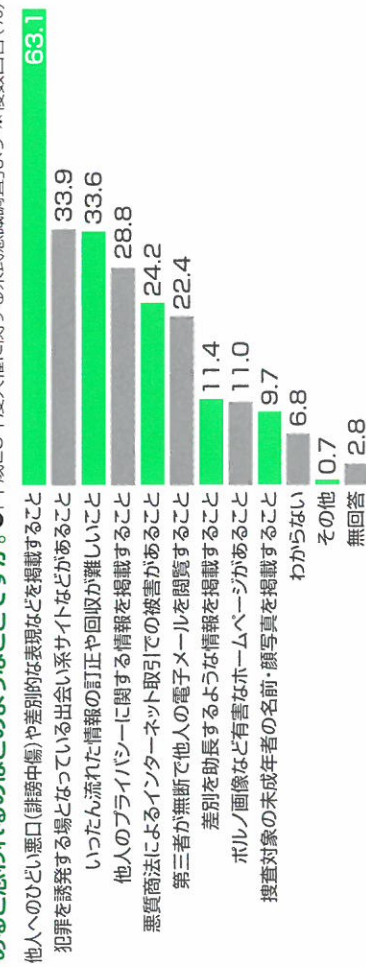
フィルタリングとは

出会い系サイト、アダルトサイト等、青少年に見せたくないサイトの閲覧を制限する機能のことです。

フィルタリングを利用するには、携帯電話事業者が提供するフィルタリングサービスや、市販のフィルタリングソフトをインストールするなどの方法があります。

Q インターネットを悪用した人権侵害に関する意識

インターネット(パソコン、スマートフォンなど)を悪用した人権侵害について、あなたが特に問題があると思われるのはどのようなことですか。●平成25年度人権に関する県民意識調査より ※複数回答(%)



兵庫県取組

県では、21世紀初頭の兵庫のめざすべき社会像と取組を明らかにした、「全県ビジョン推進方策(第1期)」を2002(平成14)年に策定し、その実現のための重点プログラムとして、「人権が生かされる、みんなが主役の共生社会」を位置づけました。さらに、2013(平成25)年5月の「全県ビジョン推進方策(前期)」においては、「家族の絆とさまざまな縁に支えられながら、一人ひとりが尊重され、自立し安心した生活が営める社会」を将来像として描き、その実現に向けた「共生の心」を培う人権意識の高揚を掲げ、さまざまな施策を展開しています。

中でも、1995(平成7)年の阪神・淡路大震災や2011(平成23)年の東日本大震災などからの復旧復興の過程で学んだ、生命の尊厳や人と人が支え合う絆の大切さなどの、貴重な教訓の発信や次世代への継承などを図るため、人権施策をはじめとするとさまざまな取組を進めてきたところです。

また、少子高齢化や社会の国際化・情報化などに伴い、人権課題も複雑・多様化する中にあるため、2001(平成13)年に策定した「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」に基づき、家庭や学

校、地域、職場などのあらゆる場における教育及び啓発を進めることにより、人権の尊重が社会の文化として定着し、県民すべてがお互いを認め合う人権文化に満ちた社会の実現に向けて、平成16年度から各市町や関係団体等とともに「人権文化をすすめる県民運動」を展開しています。(P4参照)

さらに、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、HIV感染者等の人権課題については、各個別の計画等に基づきそれぞれの課題に対応した施策の推進に努めるとともに、啓発をはじめ、研修、相談、研究事業などに取り組んでいます。

学校教育や社会教育においても、「人権教育基本方針」(平成10年3月策定)に基づき、自己実現と共生をめざして人権教育を推進しています。

今後とも、人権の尊重をめぐる国内の動向や、「人権教育・啓発推進法」の趣旨を踏まえながら、人と人のつながりで自立と安心を育む社会の実現に向けて、すべての県民の「共生の心」を培う人権意識の高揚を図り、不当な差別が無い社会であることが実感できる、「安全元氣ふるさと兵庫」をめざし、人権教育及び啓発に関するさまざまな施策を進めていきます。



兵庫県人権啓発活動シンボルマーク 地球と若葉

国や環境や男女に関係なく、共に明日の地球を育もうというメッセージをこめています。手を取り合うことで生まれた希望の若葉は、心を表すハートの形をしています。

4 日本国憲法で保障されている

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の一つで、包括的な規定とさまざまな人権の個別、具体的な保障規定の中に明文化されています。また、人権を守るために、参政権や請求権も保障されています。

言いかえると、日本国憲法は日本の人権宣言であると言えます。

自由に生きる権利(自由権)

人は誰でも、それぞれの個性や能力を生かして自分自身の人生を築いていくことができます。どんな人生を築くかは個人の自由であり、強制されるものではありません。

自由権は、日常生活に権力が干渉しないように求める権利であり、権力の抑圧から解放される権利です。日本国憲法では、自由権を三つの角度から、次のように保障しています。

①身体の自由

その第一は身体の自由で、人間の自由の基本です。人を奴隷のように扱ったり、むりやり強制労働をさせたりしてはなりません(第18条)。また、法律の定める手続きなしに、身体を拘束したり、刑罰を加えたりすることの禁止(第31条)、権力者の一方的な考えで人々を逮捕・投獄したり、拷問や残虐な刑罰を加えたりすることももちろん禁止されています(第33～36条)。

②精神の自由

第二は精神の自由です。この精神の自由には、思想・良心の自由など人間の内面の自由と、それを外に向かって表現する自由の二つの意味が含まれています。精神の自由が保障されなければ、人々の心のはたらかしは侵され、人間らしさも失われてしまいます。日本国憲法では、思想及び良心の自由(第19条)、信教の自由(第20条)、学問の自由(第23条)を保障しています。また、政治を批判し、政治を正す運動も、言論・集会・結社の自由(第21条)として認められています。

③経済活動の自由

第三は経済活動の自由です。これは財産活用の自由(第29条)、居住・移転及び職業選択の自由(第22条)などが含まれています。現在では、家柄や身分で職業が限定されたり、勝手に財産が奪われたりすることはありません。豊かな生活をめざして、自由な創意や努力を重ね、企業を起すこともできます。現代の私たちの社会は、経済活動の自由によって大きく発展してきました。

だれもが安心して暮らせる社会を 地域と人権



地域では、さまざまな人権問題が、日常的な場面で起こっています。それらを改め、皆が笑顔で暮らせるよう「人権文化」あふれる社会を築いていくことが必要です。特に、子どもたちにとって地域は、思いやりの心や自立心を育み、社会性などを体験的に学ぶ場として重要な役割を担っています。

我が国では、社会・産業構造の変化とともに都市化が進展し、核家族化が顕著になり、地域社会における人々の結びつきが弱体化しています。近隣同士であっても互いに無関心な状況にあり、かつては見られなかった「高齢者の孤独死」、[いじめや児童虐待]や「外国人とのトラブル」といった事象が起き、社会問題化しています。

今日の“無縁社会”と呼ばれる社会状況を私たち一人ひとりが問い直し、人と人とのつながり支え合える社会の実現に向け、「ストップ・ザ・無縁社会」キャンペーンなどのさまざまな取組を、県社会福祉協議会を中心とした各種の団体や企業が進めています。

阪神・淡路大震災を経験した私たちは、復興の歩みの中で、人と人のつながりや地域での支え合いの重要性を学ぶとともに、東日本大震災の被災者への支援を通して、改めてその大切さを実感しました。震災で教えられた「共に生きる」ということをもとに、だれもが安全で安心して暮らせる地域づくりを進めていく必要

があります。

また、すべての人が孤立、排除された状態ではなく、社会の構成員として迎えられ、支え合いながら共に生きるという考え方(ソーシャル・インクルージョン)が広まっています。

一人ひとりが、この「支え合いながら共に生きる」という精神を共有することが大切であり、地域団体やNPO、企業、行政などの組織においても、主体的にできることから一つひとつ取組を積み重ねていくという意識をもった人を、一人でも多く育てていくことが重要です。



無縁社会と家族を テーマにした人権啓発ビデオ 「ヒーロー」

平成25年度制作
(公財)兵庫県人権啓発協会
※研修会用に貸し出します

職場と人権

働く人の能力が発揮されるためには、個性が尊重されるとともに、性別や年齢、学歴、信条、宗教、門地などによる差別的な待遇を許さない、機会均等の職場であることが重要であり、その実現に向けて、法整備も進められています。

改正「男女雇用機会均等法施行規則」が2014(平成26)年から施行され、間接差別となり得る措置の範囲の見直しやセクシュアル・ハラスメントの予防・事後対応の徹底等が示されています。また、男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現をめざし、育児・介護ができるような職場環境の整備を求める改正「育児・介護休業法」が、2012(平成24)年から施行されています。

「障害者雇用促進法」は、障害のある人を一定の割合以上雇用することを義務付けています。「高年齢者雇用安定法」(平成24年改正)では、65歳までの高年齢

者について安定した雇用を確保するための措置を講じることになっています。

その他、過労死や自殺、パワーハラスメントなども大きな社会問題となる中、「過労死等防止対策推進法」が2014(平成26)年に施行され、過労死等の防止策を推進し、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現をめざすこととされています。

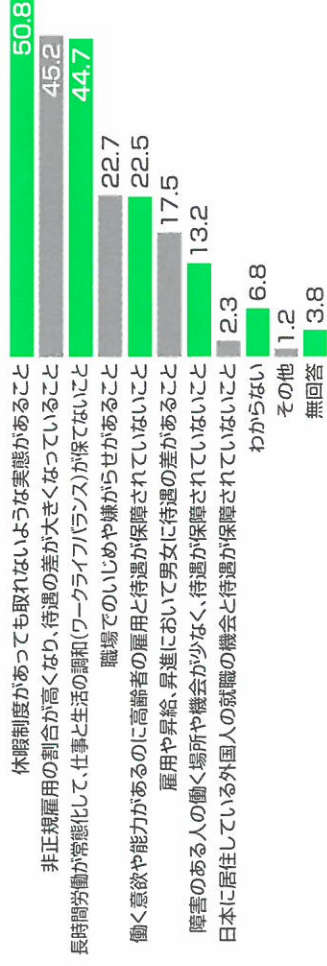
そのためには、ワーク(仕事)とライフ(仕事以外の生活)を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくるというワーク・ライフ・バランスの視点を重視し、従来の働き方の改善や時間外労働の削減、社内コミュニケーションの促進などの取組を進めることが重要です。

こうした働く人たちの環境や権利について、人権尊重の観点からも見直していく必要があります。

働く人の人権に関する意識

働く人の人権について、あなたが最近、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。

●平成25年度「人権に関する県民意識調査」より ※複数回答(%)



基本的人権

平等の権利

人間は、だれでも、等しく尊重され、平等に扱われなければならない。差別は、人間の尊厳を否定するものであり、絶対に許されるものではありません。しかし、社会に、支配する者とされる者との関係が生まれたときから、さまざまな差別が始まり、それは今も続いています。

権力をもつ者には、人々の間に制度の垣根や心の垣根をつくり、差別を助長することによって、その地位を守り強めようとする者もいました。しかし、人々は、お互いの尊厳を認め合い、平等な関係を築こうとする努力によって、権力者に対抗し、市民革命を成功させました。平等の権利は、市民革命以来、自由に生きる権利とともに求められ、ついに法の下で、だれもが平等な扱いを受ける権利が保障されました。これが、「法の下の平等」という原則で、すべての人権の基盤となるものです。

日本国憲法でも、平等の権利を次のように定めています。「すべて国民は、法の下の平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第14条)とされています。

人間らしく生きる権利(社会権)

経済上の不平等が社会の大きな問題となったことなどから、すべての人間が、人間らしい豊かな生活を送ることができるよう、国民が国家に対して保障を要求する権利(社会権)が基本的人権として認められています。

日本国憲法は、生存権(第25条)・教育を受ける権利(第26条)・労働者の諸権利(第27、28条)の三つの社会権を保障しています。

①生存権

すべての人間に、人間らしいと言えるような生活を保障するという生存権は、1919年のワイマール憲法(ドイツ)で、資本主義国の憲法として初めて認められました。第二次世界大戦後は、世界人権宣言や、多くの国々の憲法で、生存権を保障するようになりまし

た。日本国憲法は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第25条)と生存権を認め、その保障のために社会福祉や社会保障を進めていくことを国の責務としています。

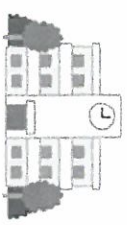
②教育を受ける権利

人間には、未知の世界を探究したい、豊かな知識や高度な技術を習得したい、という欲求があります。また、子どもには、自分の生活を自分で決められるよう、精神

人権は、概念としてだけではなく、具体性をもってとらえていくことが大切です。日常の身の回りの出来事を他人事とせず「自分のこと」として、人権の視点からとらえ、意識していくことが大切であり、日常生活における気づきを行動に結びつけていくことによって、人権の尊重が文化として根付いていきます。

生き方、かかわり方の問題として

学校と人権



人格形成に大きな影響のある学齢期において、人権尊重のための教育の中心的役割を担うのが学校です。各学校においては、知・徳・体の調和のとれた人間を育成するために、子どもたちに「生きる力」を培うことを大きな柱として、2008（平成20）年に国の「人権教育の指導方法等の在り方について」〔第三次とりまとめ〕が出されたことを踏まえて、人権教育の改善・充実に努めています。

しかしながら、社会情勢の変化に伴い、学校や子どもを取り巻く環境も大きく変化し、いじめ・暴力行為・不登校といった問題行動をはじめ、人権にかかわる教育課題も多様化しています。メールや掲示板などに加え、SNSや無料通信アプリなど新しい形態によるインターネット上のいじめの件数が増加しており、それに伴う不登校や自殺なども深刻な問題になっていきます。

県においては、1998（平成10）年に策定した「人権教育基本方針」に基づき、さまざまな体験活動や交流を通して、人

的にも成長して自立したい、という欲求があります。これらの欲求は、「教育を受ける権利」として保障されています。この権利によって、一人ひとりが人間としての個性や能力を伸ばし、主権者としての自覚と判断力を培っていくのです。

今日では、国民の「教育を受ける権利」を保障するために、義務教育を無償とし、国や地方公共団体に学校の建設や教員の配置などの教育条件を整備していることを義務づける法律が定められています。

③労働者の権利

日本国憲法は、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」（第27条）と定めて、すべての人に労働の機会を保障しています。また、労働者が労働組合をつくること（団結権）、労働組合が賃金などの労働条件について雇い主と交渉すること（団体交渉権）、労働条件の改善のためにストライキなどを行う争議行為（団体行動権）を認めています（第28条）。これらの諸権利をまとめて、労働基本権（労働三権）と言います。

参政権

日本国憲法は、国民自身が政治の上で重要な役割を果たす権利を定めています。この権利を参政権といい、国民はこれによって権力を国民の意思の下におき、

人権を守ることができるとのことです。

参政権の中心は、国民の代表を選ぶ権利（選挙権）と代表に立候補する権利（被選挙権）です。明治憲法下では、納税額や性別などで選挙権が制限されていました。が、現行憲法の下では、成年者による普通選挙を保障しています（第15条）。

また、進んで自分たちの要求を国や地方公共団体の機関に訴えること（請願権）（第16条）、さらに、最高裁判所裁判官の国民審査権（第79条）、市区町村など地方公共団体での住民投票権（第95条）、憲法改正の国民投票権（第96条）なども、重要な参政権です。

請求権

権利を侵害されたり、不当に不利益を受けたとき、損害の回復が保障されることも大切な権利です。国民はだれでも、裁判所に訴えて、自分の権利を主張し、公正な裁判を受けることができます（第32条）。公務員の不法な行為によって損害を受けた人や、裁判で無罪になった人が償いを請求する権利（第17条、第40条）も保障されています。